

四日市市告示第194号

四日市市中小企業海外販路開拓支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年3月31日

四日市市長 森 智 広

四日市市中小企業海外販路支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱
四日市市中小企業海外販路開拓支援補助金交付要綱（平成24年四日市市告示第133号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 1 （略） （有効期限） 2 この要綱は、第13条の規定を除き、 <u>令和11年3月31日</u> 限り、その効力を失う。	附 則 1 （略） （有効期限） 2 この要綱は、第13条の規定を除き、 <u>令和8年3月31日</u> 限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

（商工農水部工業振興課）